

代協会長 オリエンテーション



2024年6月14日

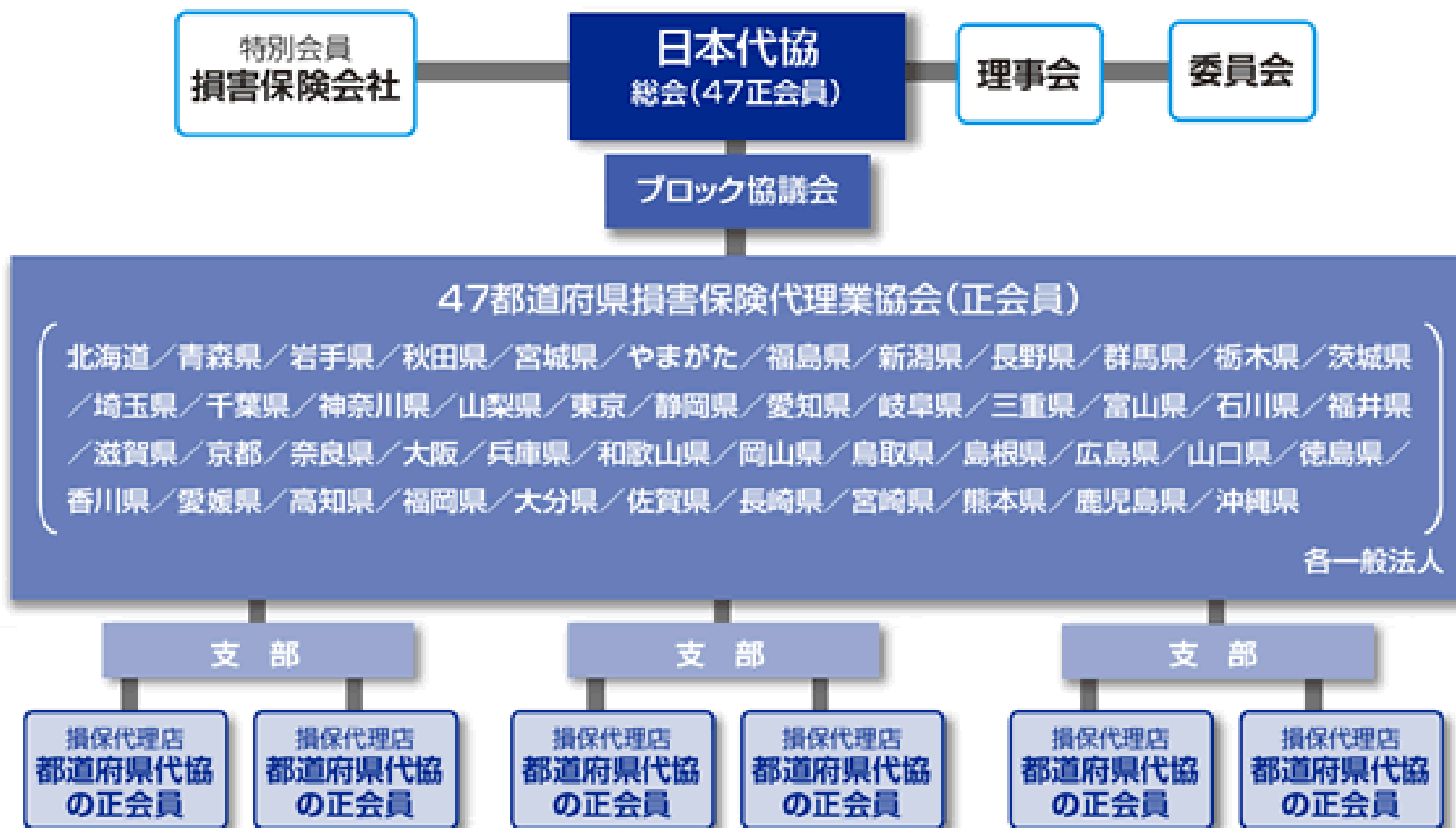
一般社団法人 日本損害保険代理業協会

目次

- I . 日本代協とは
- II . 一般社団法人の運営
- III . ハラスメント対策
- IV . 行政との関係
- V . 事業者団体としての独禁法上の留意点

I. 日本代協とは ① 日本代協組織機構図

組織機構図



I. 日本代協とは ② 日本代協84年の歴史と発展

①創成期

- ・東京火災代理業懇話会設立
- ・全国的組織「全国損害保険代理業協会連合会」(全代連)設立

昭和15年～昭和25年

②成長期

- ・火災保険代理店格付制度創設
- ・社団法人全国損害保険代理業協会連合会(大蔵省より法人格を認可)

昭和26年～昭和39年

③改革期

- ・社団法人日本損害保険代理業協会に改組
- ・国民金融公庫の代理店向け融資実現
- ・太平洋損害保険代理店米国研修(PIAS)開始

昭和40年～昭和55年

④発展期

- ・全国損害保険代理業国民年金基金設立
- ・日本代協保険大学校の開講

昭和56年～平成12年

⑤第Ⅱの創成期

- ・日本代協認定保険代理士1期生誕生
- ・代理店賠償日本代協プランの導入

平成13年～平成19年

⑥第Ⅱの改革期

- ・「損害保険大学課程」教育機関に指定
- ・活力ある代理店制度等研究会
- ・全都道府県代協一般社団法人の認可取得
- ・金融庁保険課との意見交換会実施

平成20年～平成24年

⑦第Ⅱの発展期

- ・日本代協一般社団法人へ移行、登記完了
- ・「損害保険トータルプランナー」認定者誕生
- ・保険業法改正対応、代理店賠償審査会開催
- ・日本代協アカデミー開始
- ・代理店経営サポートデスク設置
- ・金融庁主催「有識者会議」オブザーブ出席

平成25年～

I. 日本代協とは ③ 会の目的・性格・指針

【目的】（定款第3条）

本会は、損害保険の普及と保険契約者及び一般消費者の利益保護を図るため、損害保険代理店の資質を高め、その業務の適正な運営を確保し、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、幅広く社会に貢献するための活動を行うことを目的とする。

【性格】

- 全国47の都道府県代協(平成20年一般社団法人化)が正会員
(各代協会員総計10,771店 2024年3月末現在)
- 損害保険会社14社が特別会員(2024年6月現在)

【指針】

「倫理綱領」・「募集規範」・「反社会的勢力への対応に関する基本方針」の実践

一般社団法人とは、本来、会の目的に共感した人が経費を支払い、活動に参加するもの。

何よりも、会員自身が本業の経営にしっかりと取り組むことが重要。

個人や少数では成しえないこと、効果が薄いことを「代協」が組織的に取組み、実現を目指す。

I. 日本代協とは ④ 参考：業界における主な団体

一般社団法人 日本損害保険協会	損保会社29社で構成
一般社団法人 外国損害保険協会	外国損保会社18社で構成
一般社団法人 日本保険仲立人協会	仲立人55社で構成
一般社団法人 生命保険協会	生保会社41社で構成
一般社団法人 日本少額短期保険協会	少短保社122社で構成
一般社団法人 全国保険代理業協同組合連合会	11組合,150店で構成
一般社団法人 保険乗合代理店協会	正会員47店で構成
一般社団法人 保険健全化推進機構結心会	124店（保険会社含む）で構成
一般社団法人 RINGの会	55店で構成
公益財団法人 損害保険事業総合研究所	損保に関する教育研修・調査研究
公益財団法人 生命保険文化センター	生保知識の普及啓発・情報提供

I. 日本代協とは ⑤「日本代協」の主な取り組み

- 行政対応、保険会社対応…最新情報の収集と発信
- 代理店賠償責任保険…代理店経営のプロテクター
- 教育制度(資質向上)…資質向上による消費者利益保護
日本代協アカデミー、損保大学課程、代理店経営サポートデスク、代理店経営未来塾
BCP策定、ジギョケイ、社労士診断認証、RM講座、等
- 公正・公平な募集制度…金融庁・損保協会へ事例の情報提供、活力研
- CSR活動等のアピール力…地域に寄り添うRM、防災・減災の取り組み
- 政治力…政治連盟との連携

『保険契約者と保険会社を「繋ぐ」存在』（関東財務局レポート）として行政・保険会社と論理的で冷静な対話を行い、消費者に信頼いただけ、かつ働き甲斐のある業界の構築を目指す。

「集い、語り合い、高め合う」場を設営し続け、「体制整備の高度化」と「顧客本位の業務運営の徹底」に取り組む会員の経営を支援する。

I. 日本代協とは ⑥ 代協の持つ価値

「代協」の持つ2つの価値

1. 対外的なもの

①金融庁・保険会社との議論

- ・代理店の意見を代協する横断的組織として、保険募集制度を含む様々な課題の解決に代理店の立場から寄与している

②組織的なCSR活動

- ・災害時のボランティア活動や環境問題への取組みなど組織的なCSR活動を行う力を有している

2. 対内的なもの

①個々の代理店が抱える経営上の課題解決

- ・業界動向の収集と提供、顧客本位の業務運営に関するベストプラクティス事例の提供、教育制度の充実、本業に関連するフィービジネス提携など

②代理店賠償問題への対応

- ・有無責判断を公平かつ客観的な立場で行い、事例を積み上げ、「賠償基準」を作り上げ、「質の向上」につなげることが重要。適正な補償内容と保険料で会員に提供することは全国団体である日本代協の役割である。

Ⅱ. 一般社団法人の運営 ① 運営上の留意点

1. 代表理事は社長、理事は取締役 & 執行役員

… 一般社団法人も「法人」

2. 民主主義は「手続き」

… 面倒でも、手間がかかっても、手順を踏み、合意形成を図る

3. 「定款自治」

… 常に定款と規則集に立ち返る・必要があれば変更する

4. 専門家との連携

… 弁護士、税理士、社労士の活用

5. 役員（理事・監事）の法的責任 ⇒ 別紙

6. 会員増強は各代協の経営課題

… 目標と中期計画を作り、単年度のステップを踏んで取り組む

Ⅱ. 一般社団法人の運営 ② 役員の法的責任

【A：対内的な責任＝役員の方法に対する責任】

- (1) 役員等の「善管注意義務」違反（任務懈怠）によって法人に生じた損害賠償責任を負う
- (2) 理事が「競業避止義務」違反を行った時に法人に損害（理事が得た利益）が生じた場合は、賠償責任を負う
- (3) 「自己取引」により法人が損害を被った際の次の理事は、その損害に対する賠償責任を負う
 - ① 取引を行った理事
 - ② その取引をすることを決定した理事
 - ③ その取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事※ なお、総会等の決議により責任を減免できる場合あり

【B：第三者に対する損害賠償責任】

- (1) 役員等が職務を行うにつき悪意又は重過失があったときは、これによって第三者に生じた損害の賠償責任を負う
- (2) 理事・監事が次に掲げる行為をした場合に、注意懈怠ではないことを証明できなかった場合は、上記(1)の責任を負う
 - ① **理事**：
 - a. 計算書類・事業報告書・付属明細書についての虚偽記載・記録
 - b. 基金関係についての虚偽通知・記載・記録
 - c. 虚偽登記
 - d. 虚偽広告
 - ② **監事**：監査報告の重要事項についての虚偽記載・記録

Ⅱ. 一般社団法人の運営 ③ よくある運営上の誤り等

別紙資料をご覧ください。

Ⅲ. ハラスメント対策

厚生労働省作成パンフをご覧ください。

IV. 行政との関係

口頭でご説明します。

V. 事業者団体としての独禁法上の留意点

2013年9月「活力研セミナー」資料より抜粋

事業者団体の活動と独禁法

- 事業者団体は、“価格を制限するような行為”を行うことは独禁法上できない
- 具体的には、「価格等の決定」「団体による価格交渉等」「価格制限行為への協力要請・強要等」がこれにあたる（行為の理由の如何を問わない。）

問題となる行為

- 日本代協が、構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を団体として行うこと—具体的には、団体として個々の損害保険会社に対して代理店手数料の変更要望を出したり、変更に向けて交渉することは原則として独禁法違反となる

活力研なら出来ること

- 国内損保各社は（幸いなことに）日本代協の会員[特別会員]であり、日本代協内部の研究会的位置づけであれば、会員同士の意見交換の場として、代手体系等を含めた課題について、フラクに論議を行うことが可能となる（但し、保険会社の行動を制限したり、保険会社毎のバリエーションを失わせるようなことになれば独禁法上問題となるので注意は必要）この場が「活力研」である
- 日本代協としては、この場を重要な対話の場と位置づけ、真摯な対話を続けるとともに、双方の置かれている環境を理解しあい、お互いが自発的な行動で出来るところから問題解決を図っていくような環境を構築していく方針である

ご清聴ありがとうございました！